

令和6年第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月10日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 11名
中村英子 那須千代 安田鷹嗣 小森公明 上村博文
境 良一 芥川清二 鎌賀和夫 太田桂子 宮本久美子
加悦雅浩
4. 欠席委員 1名
芥川高一
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 安田委員 小森委員
6. 議 事
 - (1) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案第20号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告第8号 許可不要転用届について
 - (6) 報告第9号 許可証の返納願について

事務局 定刻前ですが皆様お揃いですので、只今から令和6年第5回農業委員会総会を開催いたします。本日は1名の委員がご欠席ですが、定数の過半数の委員ご出席ですので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 お忙し中ご出席頂きお礼申し上げます。6月初め遊休地解消事業の一環として今年はひまわりの植栽を予定しています。遊休地解消を含め何かとご尽力賜りあわせてお礼申し上げます。また、八月には視察研修も計

画しています。どうぞよろしくお願い致します。新年度となり各種団体の総会の開催、たばこや施設園芸で本当にご多忙中と思われますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございました。続きまして次第 3 の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第 5 条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、安田委員さんと小森委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号 1 番について確認委員の那須村委員よりご説明をお願いします。

那須委員 現地確認を行いましたが無問題だと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 3 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約 10m、農業年数は 60 年、農機具を所有し、主たる作物は露地野菜になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長	異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。
安田委員	高齢となられ隣接に住まれている弟さんの移譲で特に問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号2番について説明いたします。地図は4ページをご覧ください。申請地は自宅隣接地で、元々譲受人が20年耕作しています。農機具はリース予定で、主たる作物は玉ねぎ、じゃがいもになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので申請番号2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の小森委員よりご説明をお願いします。
小森委員	申請書記載のとおりでありました。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号3番について説明いたします。地図は5ページをご覧ください。申請地までの通作距離は車で20分、農業年数は50年、農機具を所有し、主たる作物は米、飼料草になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので申請番号 3 番については承認致します。次に申請番号 4 番についても確認委員の小森委員よりご説明をお願いします。
小森委員	所有者は 3 番と同じ方で特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 4 番について説明いたします。地図は 6 ページをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 2 分、農業年数は 12 年、農機具を所有し、主たる作物は WCS、ミカンとなり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。
芥川清委員	現況はどの様になっているのか。
小森委員	果樹が植栽されていると思います。
事務局	次回の総会までに現地の状況調査を行いご報告します。
境議長	他にご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということで、申請番号 4 番について承認します。事務局にて次回の総会までに現況の報告をお願いします。次に申請番号 5 番について確認委員の加悦委員よりご説明をお願いします。
加悦委員	記載事項のとおりで特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号５番について説明いたします。地図は７ページをご覧ください。申請地は所有する特別養護老人ホームの隣接地です。農地所有適格法人以外の法人が耕作目的で農地を取得しようとする場合、原則として農地法第３条の許可をすることができないとされていますが、例外的に許可される場合がいくつかあります。その一つが、学校法人や社会福祉法人等が、教育、医療又は社会福祉事業の運営に必要な施設の用に供するため権利を取得する場合です。今回の場合、社会福祉法人が、高齢者施設入所者の機能回復訓練や日々の癒しと収穫等の体験に活用するために取得するものであるため、許可は可能と思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号５番について、委員さんのご意見はありませんか。

本田委員 農地として取得された場合、半永久的に農地でなければならないのか。

事務局 農地として取得されたのであれば農業経営を行うことが原則でありませんが、事情により他用途とする場合は、必然的な理由がある場合で、再度農地転用申請が必要となります。

境議長 他に委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号５番について承認します。以上、議案第１７号について５件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号１番について、確認委員の上村委員より説明をお願い致します。

上村委員 特に問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 事務局より補足説明があればよろしく申し上げます。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は9ページです。申請人は、埼玉県に居住する個人で、月の半分ほどを過ごす栗崎町の自宅隣接地について、駐車場及び家庭菜園として使用するため、今回の転用申請となりました。申請地は、居宅部分を転用した平成2年当初より出入口や駐車場として使用しており、当時は父親が手続きをしていたため、詳しいことは分からなかったとのことで始末書添付の案件です。今回、現況にあわせて申請される3筆と居宅部分は合計2,000㎡以上あり、一般個人住宅のおおむね500㎡以内という要件を超えていますが、申請地は山や宅地に囲まれた農地であり、残地が農業上利用し難いこと、平成2年に許可している居宅部分への進入路がないこと、現況が課税上も宅地の一部としてみられる可能性が高いことなどから、許可も可能かと思われます。なお、申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありますか。

長溝委員 申請者は、埼玉県に在住だが誰が管理されているのか。

事務局 月に一、二度来宇されており自分で管理されています。

境議長 他にご意見はありますか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。以上、議案第18号について、1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。申請番号1番について、確認委員の那須委員より説明をお願い致します。

那須委員 申請地の奥の水田への進入路が無いのではないかと考えましたが確認したところ他の方向から進入路がありました。特に問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 事務局より補足説明があればよろしくお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明いたします。地図は 13 ページです。申請人は、熊本市東区で不動産等を営む法人です。申請地は、比較的宇土中心部から近く、上下水道等の公共設備、生活環境が整っており住宅地としての需要があると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地のうち道路に接している 2342-1 について、令和 4 年 1 月に資材置場として転用許可をしており、造成途中でありましたが、今回の計画に伴い一部道路や宅地として利用することとなったため許可証の返納願が提出されています。また、申請地は都市計画用途地域内にあるため、第 3 種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番について承認します。次に申請番号 2 番について確認委員の那須委員よりご説明をお願いします。

那須委員 申請者は所有者の子にあたられ特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明いたします。地図は 14 ページです。申請人は、岩古曾町に居住する個人で、現在借家住まいであり、手狭になったため、マイホームを建築する計画を建てたところ、申請地は実家の隣接地で、国道にも近く、利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は都市計画用途地域内にあるため、第 3 種農地になります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしということで、申請番号2番について承認します。次に申請番号3番について確認委員の那須委員よりご説明をお願いします。
那須委員	現地確認しましたが特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号3番について説明いたします。地図は15ページです。申請人は、熊本市南区に居住する個人で、騒音がなく静かに暮らせる環境が健康のためにもいいと考え、個人住宅の建築を計画したところ、申請地は閑静で居住するのに適しており、周辺農地への影響も少ないため、今回の転用申請となりました。なお、申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということで、申請番号3番について承認します。次に申請番号4番について確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。
安田委員	記載事項のとおりでした。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号4番について説明いたします。地図は16ページです。申請人は、熊本市中央区で不動産業を営む法人です。申請地は、国道に近いので、交通の利便性がよく、小学校にも近いので住環境として充実した立地のため戸建賃貸住宅のニーズがあると考え、今回の転用申請となります。

した。申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ 500m以内に花園小学校、花園幼稚園があるため、第3種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号4番について承認します。次に申請番号5番について事務局よりご説明をお願いします。

事務局 申請番号5番については、現時点で都市整備課への協議が不十分なため、今回は保留とします。次回以降、他法令による許可の見込みがあると判断できてから審議します。議案書からは削除をお願いします。

境会長 事務局のとおり今回は取り下げとします。次に申請番号5番について確認委員の松下委員より説明をお願いします。

松下委員 記載事項のとおりでした。特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番について説明いたします。地図は18ページです。申請人は、熊本市東区で解体工事業等を行う法人です。宇土、県南方面の工事のための重機、ダンプ、その他資材置場が必要なため、探していたところ、申請地は必要面積が賄え、国道にも近く利便性がいいため、今回の転用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号6番について承認します。以上、議案第19号について、5件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第20号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。今回はすべて、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。次に22ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が1,935㎡、樹園地が1,443、合計が3,378㎡となっています。次に23ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第5回総会時点での令和6年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が3,930㎡、再設定が47,755㎡、農業公社による利用権の新規設定が66,456㎡、再設定が42,452㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第20号について承認します。次に、報告第8号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。25ページをお開きください。地図は26ページです。番号1番について、那須委員は関係委員になりますので、一時ご退席をお願いします。

《那須委員退室》

事務局 届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。農業用倉庫建設のための転用になります。農地法施行規則第 29 条第 1 項において、「耕作の事業を行う者がその農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」は農地法第 4 条及び 5 条の許可が不要とされていますので、報告するものです。

境議長 事務局の説明は終わりました。何かご意見等ございませんか。ないので、那須委員はご入室ください。

《那須委員入室》

事務局 次に、番号 2 番について、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。地図は 27 ページをお開きください。農業用の車両置場とするための転用になります。こちらも農地法施行規則第 29 条第 1 項において、「耕作の事業を行う者がその農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」は農地法第 4 条及び 5 条の許可が不要とされていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 8 号について承認します。次に報告第 9 号「農地転用許可証返納の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします 29 ページをご覧ください。地図は 30 ページです。番号 1 番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。令和 4 年 1 月 7 日に資材置場を目的として転用許可をしておりましたが、北側の農地が宅地分譲地として転用されるにあたり、一部道路及び宅地として利用するための許可証の返納となります。また、残地についてはすでに分筆されており、今後隣接農地の耕作者へ農業用車両置場として譲渡する予定とのことです。そのため、本日許可不要転用届の提出がされていますので、次回総会時に報告します。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第9号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 これをもちまして令和6年第5回の総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 安田 鷹嗣 印

議事録署名人 小森 公明 印